

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会
役員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人 宮古市社会福祉協議会

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会役員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮古市社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第10条及び第25条の規定により、法人役員等に対する報酬、旅費及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 法人役員等の報酬については、別表により支給する。

(旅費及び費用弁償)

第3条 法人役員が会務のため旅行した場合は、法人事務局職員の旅費規程に定める旅費と同等の旅費を支給する。ただし、特別の理由により、これによりがたい場合は、会長がその都度定める。

第4条 法人役員以外のものが会務のため旅行する場合には、会長がその都度定める。

第5条 法人理事会、評議員会、委員会等の出席者及び決裁等の会務に対して費用弁償を行う。

2 上記の費用弁償の額は、法人事務局職員の給与規程に定める交通用具による交通費と同等の交通費を支給する。ただし、特別の理由により、これによりがたい場合は、会長がその都度定める。

(報酬支給の制限)

第6条 法人の役員のうち、宮古市職員又はこれに準じる者に対する報酬は、これを支給しない。

(退職功労者)

第7条 法人役員が退任し又は在職中死亡した場合には、理事会の議決を経て、記念品又は慶弔金を支給することができる。ただし、社会一般的にみて相当な金額以内のものについては、会長がその都度定めることができる。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

別表（第2条関係）

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会役員等報酬支給額等について

区分	報酬額		費用弁償	摘要	
会長	日額	4,000円	法人事務局職員の 給与規程に定める交 通用具による交通費 相当	出席報酬	・理事会 ・評議員会
副会長	日額	3,500円			・三役会議 ・委員会 ・決裁等の会務
理事	日額	3,500円		出席報酬	・理事会 ・委員会
監事	日額	3,500円		出席報酬	・監査 ・理事会 ・評議員会
評議員	日額	3,000円		出席報酬	・評議員会 ・委員会